

J M I T U 役員選挙規程

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、規約 3 4 条にもとづき、この組合の中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、書記次長、会計、中央執行委員、特別中央執行委員、会計監査の選挙に適用する。

第 2 章 役員選考委員会

第 2 条 中央執行委員会が必要に応じて役員選考委員会を設けることができる。

第 3 章 選挙管理委員会

第 3 条 第 1 条の選挙をおこなうため、選挙管理委員会を設ける。

第 4 条 選挙管理委員会は、定期大会直近の中央委員会において選出し、任期は 1 年とする。

2、選挙管理委員会は 3 名で構成する。

3、選挙管理委員長は委員の互選で決める。委員長は必要により選挙管理委員会を随時招集する。

第 5 条 立候補者は、選挙管理委員会の委員となることはできない。

第 6 条 委員会はつぎの役員選挙の事務を行なう（ただし、4 号については議事運営委員会と共同しておこなうことができる）。

1、選挙の告示

2、立候補届けの受理と候補者名簿の作成

3、候補者名簿の発表

4、投票および開票の管理

5、当落の確認と発表

6、その他、選挙に必要な事項

第 4 章 候補者

第 7 条 役員に立候補しようとする組合員は、立候補届（別紙様式第一号）に所定事項を記入し、選挙管理委員会に期限までに届けなければならない。

2、前項の届出期限は選挙管理委員会が決め大会直近の中央委員会で確認する。

第 8 条 立候補届を受理した委員会は、これを審査したのち、届出順に候補者名簿を作成する。

2、候補者名簿には、候補者の氏名、年齢、所属、組合略歴を記載する。

3、候補者名簿はこれを公表する。

第 5 章 選挙

（選挙の方法）

第 9 条 選挙は、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、中央執行委員、特別中央執行委員、および会計監査を役職毎におこなう。

第 1 0 条 選挙は、定数内任意連記制とする。

(無効票)

第11条 つぎの投票は無効とする。

- 1、正規の用紙を用いないもの。
- 2、候補者の氏名以外を書いたもの。
- 3、単記のとき2名以上の氏名を書いたもの、ならびに連記のとき定数以上の氏名を書いたもの。

第12条 前項に該当のものであるか、あるいは前項以外のものでその効力に疑義等がある場合は、選挙管理委員会が判断し決定する。

(当選人)

第13条 有効投票の最多数を得たもの(定数2名以上のときは、最多数を得たものから得票順に、定数と同一の順位までのもの)を当選人とする。ただし、有効投票数の4分の1以上の得票を得なければならない。

(再選挙)

第14条 選挙終了後、次の各号に該当したときは、再選挙を行なう。

- 1、当選人がいないとき。
- 2、当選人がその選挙における定数に達しないとき。
- 3、選挙の効力、あるいは当選の効力に関する異議の申立ての結果、当選人がなくなり、あるいは当選人が定数に達しなくなったとき。
- 4、選挙の諸手続きに関する異議の申立てにより、委員会が再選挙を妥当と認めたとき。

第15条 前条第2号および第3号による再選挙は、その不足する数を定数として、当選しなかった候補者を候補者としておこなう。

(当選人の更正決定)

第16条 選挙あるいは当選の効力に関する異議の申立ての結果によって、当選人を更正決定することができる。

(補選)

第17条 欠員により補選をおこなうときは、それぞれの選挙の方法にもとづいておこなう。ただし、その欠員数を定数とする。

(信任投票)

第18条 候補者の数が、その選挙の定数と同じときは、信任投票をおこなう。

- 2、信任投票による選挙は、有効投票の過半数の信任を得た候補者を当選人とする。

(次点の繰上げ)

第19条 当選人もしくは当選して就任した者が辞意を表示したとき、資格を失ったとき、もしくは死亡したとき等にあつては別に定められた場合を除き、その次点者を繰上げて当選人とすることができる。ただし、その場合でも有効投票数の4分の1以上の得票を得なければならない。

2. 前項により、次点を繰上げて当選人とすることのできる期間は、その選挙の開票翌日から1カ月以内とする。

(決選投票)

第20条 得票数が同じため当選人が決定できないときは、その同点者を候補として決選投票によるものとする。決選投票の票数が同じときは抽選によって当選人をきめる。

(特殊な事情)

第21条 定員1名の選挙において、いずれの候補者も有効投票数の4分の1以上の得票を得られず、当選人がきまらなかったときは、有効投票の最多数を得た候補者と、その次の得票を得た

候補者によって決選投票を行うものとする。

付則

第22条 この規程の改廃は、議決機関の議を経なければならない。

第23条 この規程は、2016年1月31日から施行する。

2024年1月27日一部改正

年 月 日

立 候 補 届

氏 名

(生年月日) 年 月 日 (歳)

選挙管理委員長 殿

役員選挙に立候補するのでお届けします。

所属地本（産業本部）		現役職名		立候補する役職	
組 合 略 歴（最大3つまで）					
年月日	事 項			備 考	